

御宿町プレミアム付商品券

「みんなでのりきろう！元気チケット」の お取り扱いについて

取扱店注意事項

1. ポスター（取扱店の告知）はお客様のよく見える場所に掲示して下さい。
※令和2年 9月7日（月）以降に商工会まで取りに来てください。
2. 「元気チケット」は、1セットに、額面500円券が26枚綴られています。
3. 通常の「御宿町共通商品券」については、御宿町商店振興会員以外の事業所様はお取り扱いできませんのでご注意ください。
4. 「元気チケット」でお買いになるお客様も現金でお買いになるお客様と同様に対応し、商品を限定しないようにして下さい。ただし、以下に掲げる物品等でのご利用はできませんのでご注意ください。
① 不動産や金融商品 ② たばこ ③ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
④ 国税、地方税や使用料などの公租公課
5. お釣りは出せませんのでご注意ください。

換金手続注意事項

1. 取扱店は、使用済み元気チケットを換金する場合、使用済み元気チケット裏面の取扱店記入欄に自店名を記載又は押印（朱印は任意とする）し、裏面右上点線部分を裁断して、事務局に持ち込み、みんなでのりきろう！元気チケット換金請求書に枚数をご記入後、事務局で枚数を確認し、後日、房総信用組合より入金いたします。

**※房総信用組合の口座以外をご指定の場合は、毎月、月末締め、翌月10日
払いとなります。**

2. 令和2年9月14日（月）以降、商工会事務局にて換金手続きを開始します。換金手続きは、随時行いますが、平日9時～15時の時間帯でのみ手続きいたします。
ただし、換金手数料は無料とします。
3. 最終換金締切日は、令和3年1月29日正午をもって終了とさせていただきます。

御宿町プレミアム付商品券「みんなでのりきろう！元気チケット」

取扱事業所申込書及び誓約書

令和 年 月 日

御宿町商工会
会長 滝口 一浩 様

事業所住所
事業所名称
代表者 印
電話番号

御宿町プレミアム付商品券「みんなでのりきろう！元気チケット」の取扱事業所の申請を行うに際し、「みんなでのりきろう！元気チケットのお取り扱いについて」及び下記内容を遵守し、不正換金等の行為は絶対に行わないことを誓約します。

記

1. 受付けた日から換算し、房総信用組合御宿支店の翌営業日に、みんなでのりきろう！元気チケット換金口座届出書に記載された口座に、額面の金額を入金してもらおうよう依頼いたします。
2. みんなでのりきろう！元気チケットの有効期間は、令和3年1月15日とし、以後無効とする。
3. みんなでのりきろう！元気チケットの換金期間は、令和3年1月29日までとし、その日以降については無効とし請求しない。
4. みんなでのりきろう！元気チケットの保管中に、紛失・盗難及びその他の事故が発生した場合、その責任は当該保管者が負い請求しない。

◎みんなでのりきろう！元気チケット取扱事業所一覧に商店名を記載します。
上記、事業店名ではない店名をご希望の方は、下記にご記入下さい。

掲 載 名

掲載住所

掲載電話

以上

みんなでのりきろう！元気チケット換金口座届出書

令和 年 月 日

御宿町商工会 御中

みんなでのりきろう！元気チケット換金口座として下記の通り届け出ます。

換金金融機関名	房 総 信 用 組 合 御 宿 支 店								
口座名義									
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号							